

大田区ペットの災害対策 ガイドライン

令和2年7月改訂

大田区 生活衛生課・防災危機管理課

目次

I	ガイドライン作成の背景と目的	
1	目的	3
2	背景	3
3	方向性	3
4	定義	4
II	飼い主としての対応	
1	平常時からの準備	5
2	災害発生時の行動	6
III	避難所運営組織の対応	
1	平常時からの準備	7
2	災害時における行動	7
IV	ペット同行避難者の受入れ体制の整備	
1	住み分け避難の一例	9
2	ペット飼育場所の一例	10
3	ペットを飼っていない人への周知	10
V	区の手組み	
1	区の活動	11
2	避難所運営組織との連携	13
3	東京都獣医師会大田支部との連携及び活動内容	13
4	ボランティアの活用	13
5	避難所におけるペット対応標準マニュアルの作成	13
6	災害時動物一時保護施設の設営	13
VI	【様式】避難所同行避難ペット名簿	14
VII	【様式】避難所における飼育ルール	15、16

I ガイドライン作成の目的と背景

1 目的

本ガイドラインは、地域防災計画に規定する「動物の管理保護活動」に基づき、具体的な内容を提示したものです。

本ガイドラインには、飼い主が備えるべきことや地震や風水害等の災害時に対応すべきことをお示ししました。また、災害時の避難所において、ペットを同行して避難する区民の受入れとペットの適正飼育が、全ての避難者の理解のもと適切に行えることを目的としています。

2 背景

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす方が増えており、区内では、登録犬が約3万頭、また同数程度の猫が飼育されるなど、多数のペットが飼育されています。

飼い主は、災害時、自宅建物の倒壊・焼失・浸水等により自宅での生活ができなくなれば、区内の避難所等に避難することになります。災害時には、何よりも人命が優先され、飼い主とペットが必ず一緒にいられるとは言い切れません。

一方で、過去の被災地では、ペットがいることから、避難所を利用せず車中生活をしたためエコノミークラス症候群で人命が失われたり、自宅にとどまって津波などの二次被害に巻き込まれた事例がありました。自宅が倒壊したり、火の手が上がる、河川氾濫の危険が迫るなどして避難する必要がある場合に、「ペットがいるから避難できない」とその場にとどまることは、新たな被害につながる可能性があります。また、ペットと一緒に避難できる場所がないからと、飼い主がペットを放せば、放されたペットが周囲の人間に危害を加える恐れがあります。ペットに不妊去勢措置がなされていない状態で野放しになれば、繁殖により増加し、公衆衛生上の環境の悪化、従来の生態系や野生生物への影響を与える恐れもあります。

これらを踏まえ、避難所への同行避難や飼育方法が課題となっておりました。

3 方向性

区では過去の震災や風水害の教訓と経験に基づき、災害時の「動物管理保護活動」という課題に対し、「区民の安全・安心を確保する」といった視点から捉え、対応を進めていきます。

そこで、まず、飼い主とペットが災害から命を守る「事前の備え」と災害のあと生き延びるための備え「事後の対応」について、飼い主自身による「自助」、避難所等での地域との協力による「共助」、また、区の役割である「公助」について、一定のルールを定めました。

区では、避難所における態勢づくりに活用していただくことを目的として、適正な飼育管理方法を具体的に示した「避難所におけるペット対応標準マニュアル」を作成しました。

4 定義

(1) ペットとは

本ガイドラインに定めるペットとは、避難所への同行避難を想定し、犬や猫などの小動物を対象とします。なお、人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物（トラ、ニホンザル、ワニ、マムシ等）、温度調整等特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。

※ 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定義されております。

(2) 避難所とは

災害が発生し家屋が倒壊あるいは焼失、浸水して住む家を失った人が一時的に避難生活を送る場所です。現在、大田区では区立小中学校等を避難所に指定し、自治会・町会単位で、避難する避難所が割り当てられています。そのほかには障がい者などのための福祉避難所、避難所を補完する場所として都立高校などを補完避難所として定めています。

(3) ペットの適正飼育とは

社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることです。特に大勢の避難者が共に生活することとなる災害時には、この観点からの適正飼育が重要であり、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要です。

避難所での生活では、人が生活するのに必要最小限の物等しかない中で、ペットの飼育のための環境を整えることはとても難しいことです。そのためペットの飼い主は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペットの健康と安全を確保できるように努める必要があります。

(4) ペットとの同行避難とは

災害発生時に、飼い主がペットと共に安全な場所まで避難する行為（避難行動）を指します。避難所等において飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではありません。

ペットとの同行避難は、飼い主である人の命を守るため、さらに放浪動物による人への危害の防止、生活環境保全といった観点からも必要なことです。

Ⅱ 飼い主としての対応



1 平常時からの準備

飼い主は、災害に備えて平常時からいざというときのことを考え、飼い主としてペットの「防災」、「減災」のための準備をしましょう。

① 飼い主とペットの備蓄品の準備（少なくとも5日分）

【飼い主の備蓄の例】	【ペットの備蓄の例】
◎非常食 アルファ化米や缶詰、チョコレート	◎避難用品 首輪、リード、ケージ、キャリーバッグ
◎水 飲料水は、一人1日3リットルが目安	◎フード、水（食器、療法食・常用薬含む）
◎生活用品 毛布、生理用品、トイレ	◎ペット用品 トイレ用品（処理用具）、タオル、猫用トイレ砂

② 同行避難にも合わせた、しつけをする

災害時はペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。こうした状況下で、ペットと安全に避難し、避難所で他の避難者の迷惑にならないようにするには、普段からキャリーバッグやケージに入ることに慣らすことや、「待て」「おすわり」などといった基本的なしつけが必要となります。

③ 身元表示をしておく

首輪などに身元がわかる表示をしましょう。



名札（ケージ装着用）



名札（ペット装着）

④ 健康管理（獣医師との相談など）

狂犬病予防注射やワクチンの接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報は災害時においても役立ちます。また、ダニやノミの駆除も普段から行いましょう。

⑤ 飼い主同士や親戚、友人等と緊急時の預け先の検討

過去の被災地では、避難所や動物救護施設において、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などの兆候を示すことが報告されています。ペットがストレスの少ない環境で生活できるよう、あらかじめ預け先を決めておきましょう。

⑥ 避難所の確認や避難ルートの確認

普段の散歩等でペットとともに避難経路を確認することでスムーズに避難できます。

⑦ 講習会や防災訓練への積極的な参加

地域の防災訓練に参加するなど、災害に対する意識を高めることが重要です。また、飼い主同士のコミュニティを日ごろから作っておくことで、災害時に協力してペットの飼育をしやすい環境をつくることができます。

⑧ 自宅の耐震化など飼い主・ペットの安全のスペースの確保

家具の固定やガラスの飛散防止など飼い主とペットがケガをしないことが大切です。

2 災害発生時の行動

自宅にすることができなくなった場合は、避難所にペットと同行避難をすることが考えられます。避難所は集団生活を送る場所となりますが、ペットの鳴き声、におい、アレルギーなどの問題から避難者の居住スペースでのペットとの同居は極めて困難とされます。

万一、避難所で過ごすことになった場合は、飼い主同士の責任と協力によって、ペットを飼育することになります。

災害時にペットを守るためには、飼い主が無事であることが重要です。まず、飼い主自身の身の安全を確保し、次いで、ペットの安全を確保しましょう。犬にはすぐにリードをつけ、猫は慣れたケージなどに入れましょう。

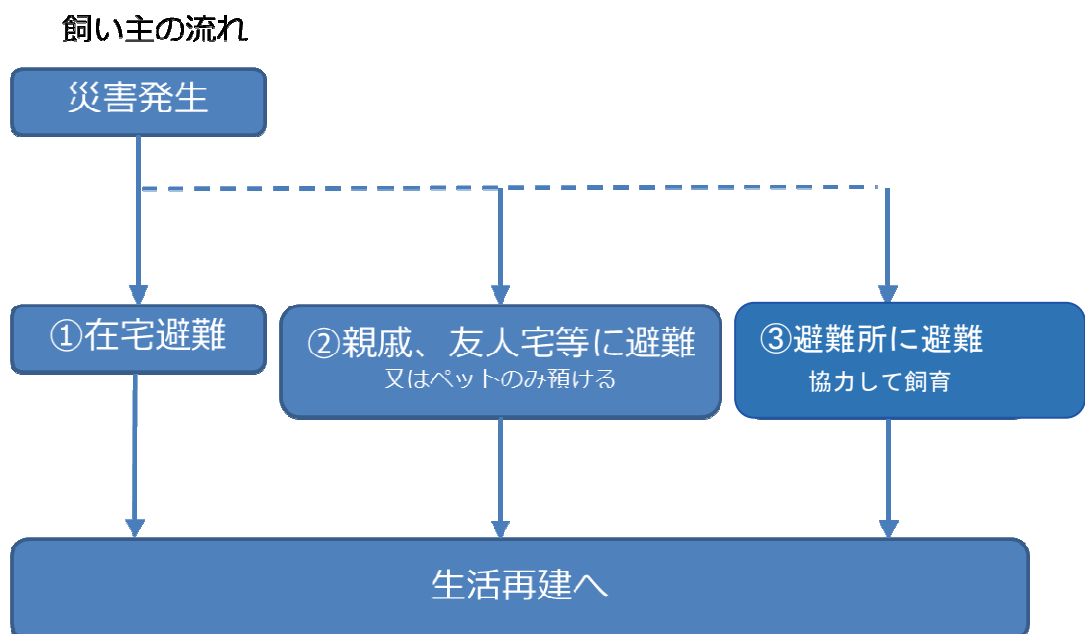
【自宅が安全ならば】

- ・ 近隣の状況確認と防災・減災活動を実施
- ・ 飼い主同士による飼育協力
- ・ 地域（自治会・町会）への状況報告

【親戚宅や避難所に避難しなければならないとき】

- ・ ペットとの同行避難となるが、ケージやリードなどでしっかり管理する。
- ・ 飼い主用非常持ち出し品とペット用備蓄品を携帯する。
- ・ 避難所では、ペットとの同居は困難であることを理解し、決められた飼育場所で飼育する
- ・ 飼育ルールを確認する。
- ・ 飼い主同士で「飼い主の会」を編成し、相互に協力して、避難所における飼育ルール（※）に基づきペットを飼育する。

※ 飼育ルールの具体例はP15、P16を参照してください。



Ⅲ 避難所運営組織の対応

同行避難にあたっては、まず、飼い主が責任と自覚を持ち、平常時から、避難する場合に備えてペットに必要なしつけを行い、備蓄を行うなど努力することが必要です。その上で、避難所運営組織の皆さんにも事前の対策をしていただき、災害時には、集団生活の中、双方の立場を理解して、過ごしやすい避難所の環境をつくりましょう。

1 平常時からの準備

(1) ペットの飼育場所を検討する

避難所の敷地内に、飼育する場所を検討しましょう。飼育場所は、活動マニュアルに反映させるとともに、事前に飼い主に周知をしておくとい良いでしょう。

◎飼育場所を選定する際のポイント

- ① 「人の居住場所」と「ペットの飼育場所」は分ける。
- ② 雨風がしのげる場所。
- ③ ペットを飼育していない避難者とできるだけ動線が交わらない場所。
- ④ 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かない場所。

(2) 飼育ルールを検討する

他の避難者や衛生面、事故防止にも配慮した「飼育ルール」を決めておきましょう

◎ルールのポイント

- ① ペットは飼育場所で飼育し、人の居住場所には持ち込まない。
- ② ペットは、飼育場所でケージ内または繋ぎとめて飼育する。
- ③ ペットの飼育管理は、飼い主が責任を持って行う。
- ④ 飼い主は、『避難所内は人優先』の原則を守る。

※ 飼育ルールの具体例はP15、P16を参照してください

2 災害時における行動

ペットの飼育管理は、ペットを連れてきた飼い主が協力して行います。

(1) 「飼い主の会」による飼育管理

- ① 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する。
- ② ペットを飼育する場所を設置する。
- ③ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する。
- ④ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する。
- ⑤ 会員による共同作業
 - ・飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒、廃棄物、汚物集積場所の処理
 - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分
 - ・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩、危害防災のための飼い主による個別作業
- ⑥ 避難所を退所する際は、飼育場所の清掃・消毒等を、会員全員が協力して行う。

(2) 資材等

ペットの飼育管理に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

※ ペットを飼育する上では、飼育ルールをまもることがとても重要です

避難所は、様々な人が生活を送る場所です。人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主は普段以上に周囲へ配慮し、飼育ルールを厳守してペットの適正飼育に努めることが重要です。

飼い主全員に飼育ルールの周知を徹底するとともに、飼い主以外の避難者にも理解が得られるよう掲示や説明を行い、お互いが気持ちよく過ごすことのできる環境を作りましょう。

※ リーフレット「ペットを飼っていない皆様へ（ペット同行避難者の受入れについてご理解のお願い）」をご活用ください。

IV ペット同行避難者の受入れ体制の整備

避難所の開設者は、飼い主がペットを同行し避難することを前提として、受入れ体制を整備する必要があります。

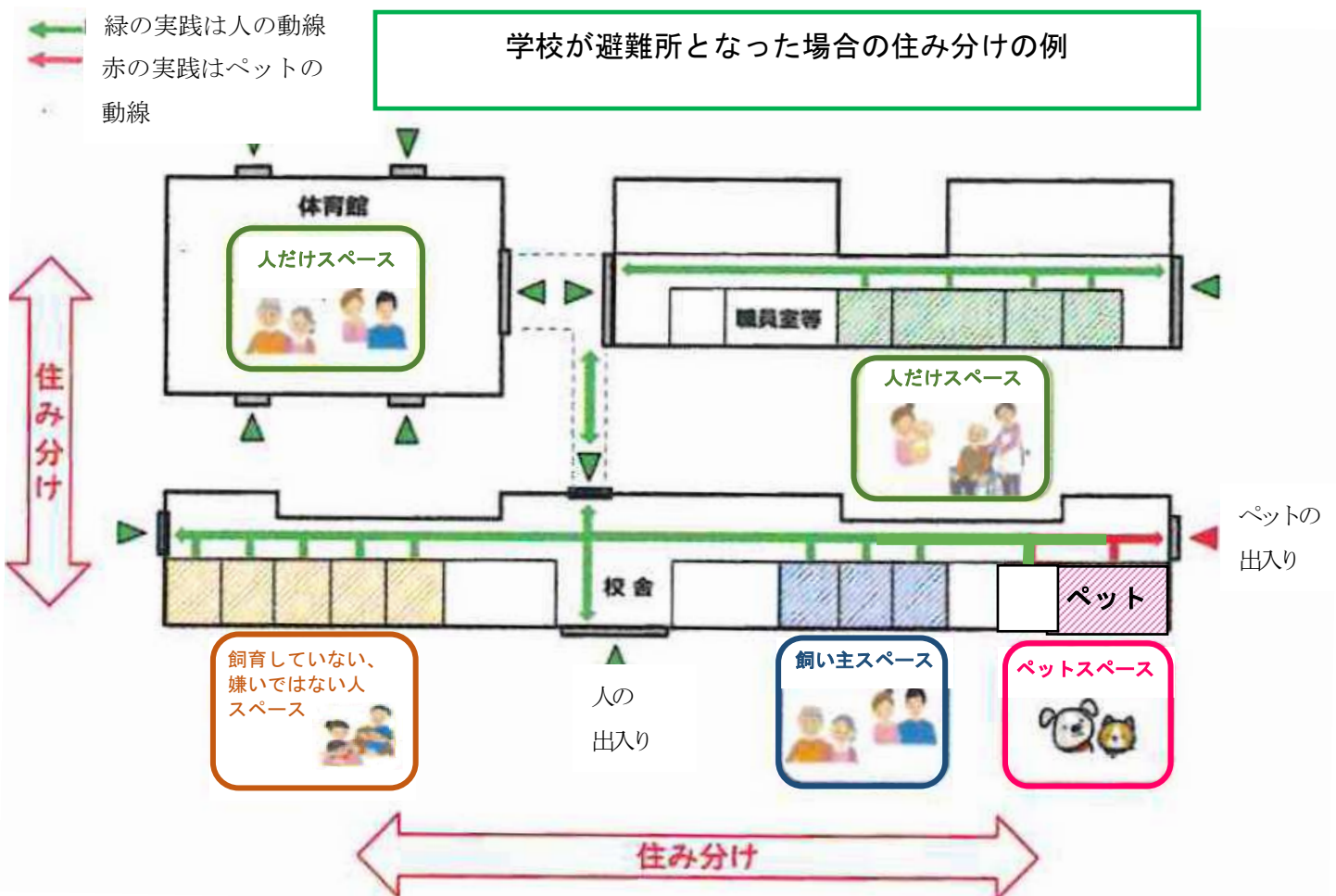
避難所は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人等、様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要です。そのため、ペット受入れ及びその後の飼育場所、管理ルール等を事前に検討しておくこと、ペットに起因して生じる、避難者からの苦情やトラブルを軽減することができます。

日本各地で発生した被災地の対応では、「ペット同行避難者用入口」を別に設けてペットを連れてきた人の受付を行う方法、ペットの飼育場所を別に確保して人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法等が採られてきました。避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方法を検討してください。

1 住み分け避難の一例

避難所での人とペットの「住み分け」は、避難者数や避難場所内の状況に応じて、臨機応変に考えなければなりません。

学校が避難所になる場合には、基本的に授業の再開に支障が少ない場所にペット飼育場所を構えます。しかし、災害の程度により校舎内の一部にペット飼育場所を設置せざるを得ない場合には、人とペットとの動線を分離して、接点をできる限り最小限にします。



廊下、倉庫（※1）、特別教室（※2）、昇降口の一部（※3）など

※1 倉庫などは資材を別の場所に移動して、係留できない動物等の飼育場所として利用した。

※2 授業の再開に配慮する必要がある普通教室を避けて、特別教室を利用した。

※3 人の出入りを制限して、人と動物の接点を最小限にして利用した。

（2） 屋外に設置した例

（ただし、風雨の程度によっては設営が出来ない場所もあります。）

うんてい（※4）、鉄棒（※4）、サッカーゴール（※5）、屋根や壁がある渡り廊下、階段下、軒の深いテラス、プールサイド、プール用の更衣室、自転車置き場など

※4 棒にリードを結び付けて、犬を係留した。

※5 移動可能なサッカーゴールを横に倒して転倒対策を施した上で、ブルーシートなどで覆い雨・風除けを行って、ペットの飼育場所として利用した。

（3） 人の居住区から離れた場所に、新たにテントやプレハブを設置して飼育

3 ペットを飼っていない人への周知

災害時には、自らの身体・財産を守る「自助」、地域の人と人との助け合いである「共助」、そして公的機関による「公助」の取組みによって、対応することが重要です。災害発生時、被災地域の状況等により、公的な支援が十分に行き届くまで時間がかかってしまうことがあります。それまでに求められるのは、「自助」「共助」であり、これはペットの飼育継続においても同じです。

ペットの飼育・管理は飼い主の責任です。人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主以外の他の避難者にも理解が得られるよう、飼育ルールを掲示等で周知することが重要です。

※『ペットを飼っていない皆様へ（ペット同行避難者の受入れについてご理解のお願い）』の掲示物を添付したので活用してください。

V 区での取り組み

1 区の活動

【平常時の活動】

飼い主への普及啓発として、平常時・災害時での飼い主としての責任・役割などについてパンフレットやペット防災対策講演会などを通じ、普及啓発します。

【災害時の活動】

区は、保健所生活衛生課に「動物対策班」を設置し、次のことを行います。

(1) 関係団体への要請

① 東京都獣医師会大田支部

協定に基づき、動物病院内への負傷動物救護所の設置・獣医療の提供、避難（場）所の巡回による飼育相談等についての要請を行います。

② 東京都

負傷動物や放浪動物の保護、不足する資材・動物用食料・医薬品等の支援、獣医療の提供、特定動物逸走時の対応等についての要請を行います。

(2) 東京都獣医師会大田支部との連携

① 負傷動物救護所の開設・稼働状況について、獣医師会大田支部長から報告を受け、区災害対策本部及び避難（場）所と情報を共有します。

② 負傷動物救護所で不足する医薬品・器具・機材・動物用食料等について、東京都等からの支援物資を活用するなどして支援を行います。

③ その他、協定に基づく動物救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行います。

(3) 被災動物への対応

① 避難所で飼い主が行うペット飼育活動への支援

各避難所の収容ペット数、飼育状況、不足している資材やペット用食料などについての情報を収集し、東京都等からの支援物資を活用するなどして支援を行います。また、必要に応じて避難所に職員を派遣し、飼育指導等の助言を行います。加えて、避難所の巡回について獣医師会大田支部に要請し、獣医師による飼育相談が受けられる体制を整備します。

② 負傷動物への対応

獣医師会大田支部に要請し、会員動物病院を負傷動物救護所として、負傷動物の治療を行います。

③ 放浪動物や危険動物（特定動物等）逸走時の対応

東京都動物愛護相談センター及び警察に依頼して、迅速な捕獲等の必要な措置をとります。なお、人に危害が及ぶ可能性のあるときは、区は必要に応じて住民や避難所等に周知し、避難誘導等を図ります。

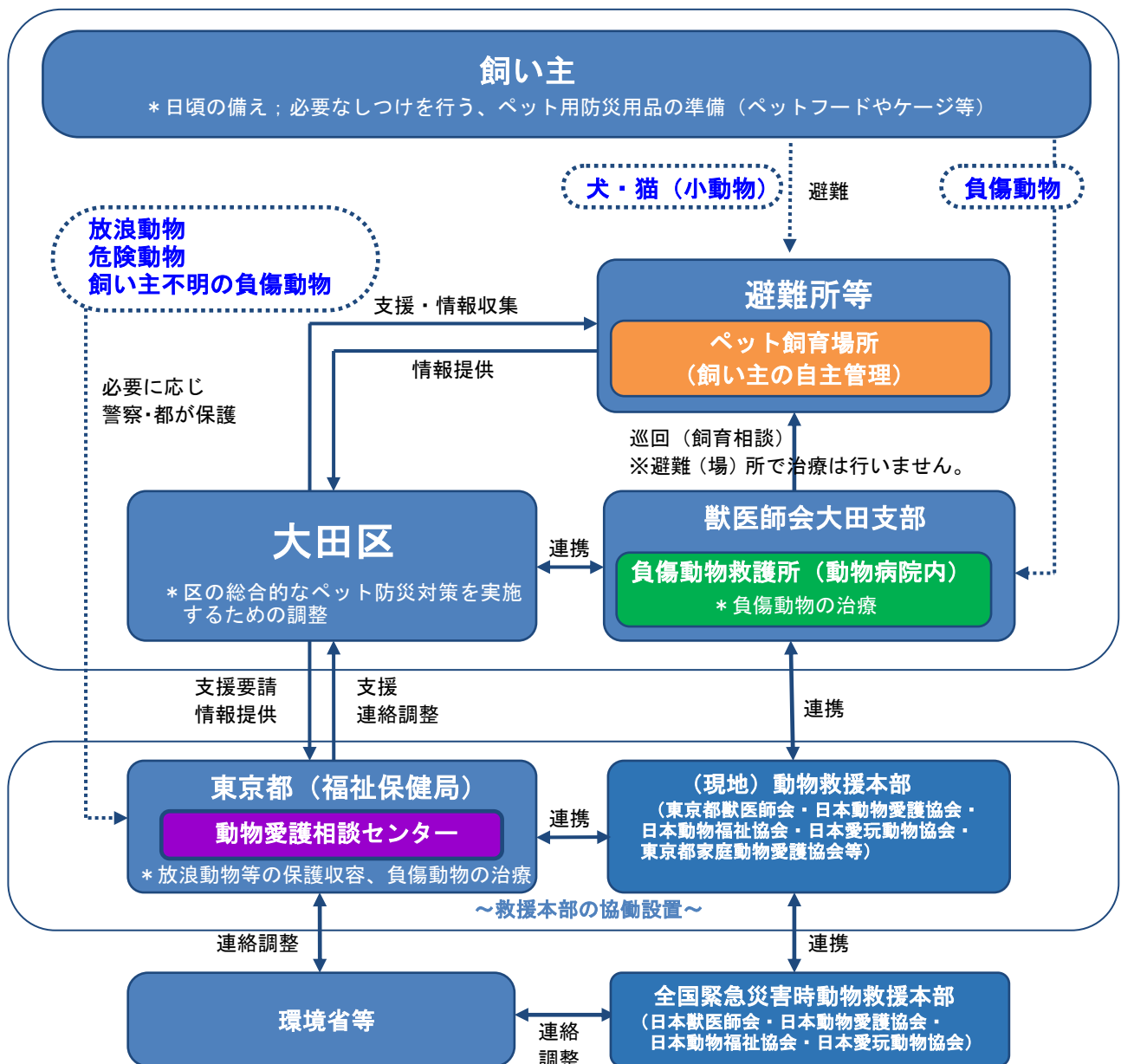
(4) 相談対応

区民及び避難所からのペットに関する相談に対応します。なお、獣医療行為等についての相談は、獣医師会大田支部支部長に連絡します。

(5) 関係機関との情報共有及び調整

獣医師会大田支部、避難所（飼い主の会）、区災害対策本部、東京都等の関係団体と連絡を取り合い、情報の共有を図ります。

●全体の流れ



2 避難所運営組織との連携

災害時に自宅で生活することができない被災者で、家族の一員としてペットと暮らしている方が防災活動拠点（避難所）に避難されることが想定されます。

防災活動拠点（避難所）では多くの被災者が団体に避難生活を過ごす場であり人が優先です。ほかの避難者に迷惑をかけないようにすること、動物を苦手とする人やアレルギーなどにより動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、各学校防災活動拠点会議の実状に応じペットの一時飼育場所やペットの飼育管理などの受入れ体制を定めていきます。

3 東京都獣医師会大田支部との連携及び活動内容

平成 19 年度に、東京都獣医師会大田支部との間に「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しました。この協定により、区と獣医師会は連携して災害時の動物救護活動を行います。

(1) 動物病院内に負傷動物救護所を設置

区の要請に基づき、会員動物病院内に負傷動物救護所を設置し、負傷動物の治療を行います。

(2) 避難所の巡回

区の要請に基づき、避難所を巡回し、飼育相談を行います。

（避難所で治療は行いません。治療は負傷動物救護所で行います。）

(3) その他、必要な応急業務

4 ボランティアの活用

災害時には、災害ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことが出来る団体や個人に協力を要請し、活動いただきます。

5 避難所におけるペット対応標準マニュアルの作成

避難所での人とペットの共生を考え、避難所の衛生的な環境の確保や危害防止の観点から、具体的なペットの飼育管理方法を例示したマニュアルを作成しました。

6 災害時動物一時保護施設の設置

迷子の動物や避難所で受入れることの出来ない動物は、東京都が収容します。しかし、東京都の施設が開設するまでの期間、一時的に保護し飼育するための施設を区内に設置します。

VI 避難所同行避難ペット登録名簿

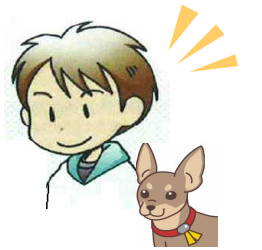
避難所名： _____

登録 No.	飼い主	ペットの 名前	種別	性別	特徴など	犬の狂犬病予 防注射の有無	飼育場所 (居場所)	入退所日
1	(氏名)		犬・猫 その他	♂ ・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外()	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難場所)				健康状態:			
2	(氏名)		犬・猫 その他	♂ ・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外()	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難場所)				健康状態:			
3	(氏名)		犬・猫 その他	♂ ・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外()	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難場所)				健康状態:			
4	(氏名)		犬・猫 その他	♂ ・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外()	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難場所)				健康状態:			
5	(氏名)		犬・猫 その他	♂ ・ ♀	種類:	【登録】 有・無	外()	入 /
	(住所)				体格:			
	(電話)				毛色:			
	(避難場所)				健康状態:			

VII 避難所における飼育ルール



避難所における飼育ルール



～飼い主の皆さんへ～ 次のことを守って、避難所で人とペットが気持ちよく過ごせるようにしましょう！！

- 1 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮をすることで、ペットが持っている良い面をより伝えることができます。
- 2 ペットの飼育場所は、人の居住場所と分かります。
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方もいます。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居室等）には連れて行かないようにしましょう。
- 3 ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。
・ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、避難所の責任者の指示に従ってください。
・決められた場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 4 避難所に同行できるペットは次の種類です。
犬及び猫などの小動物
(人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、温度管理等特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。)
- 5 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
(1) 「飼い主の会」による飼育管理
 - ① 飼い主全員で「飼い主の会」を編成する
 - ② ペットを飼育する場所を設置する
 - ③ 飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する
 - ④ 会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する
 - ⑤ 会員による共同作業
 - ・飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒、廃棄物、汚物集積場所の処理
 - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分
 - ・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩（※）
(※危害防止のため、飼い主による個別作業が望ましい場合もあります。)
 - ⑥ 避難所を退所する際は、飼育場所の清掃・消毒等を会員全員が協力して行う。
- (2) 資材等
ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。
- 7 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末をしましょう。ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく過ごすことができます。
- 8 排泄は、特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。

- 9 散歩は、敷地外の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、リードは短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。
- 10 避難所には、持病や負傷するなどしてペットの世話ができない飼い主さんもいます。ペットが寂しくならないように、協力して管理するようにしましょう。
- 11 ペットによるトラブル・危害防止に努めましょう。
過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。周囲の人にペットの良さを知ってもらえるよう、飼育場所でも、鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。
- 12 ブラッシングは、屋外の特定の場所で行いましょう。
- 13 ペットを散歩させる時は、必ずリードをつけましょう。
1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、どんなにお利口さんでも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- 14 ペットのケガや病気の治療について
近隣の東京都獣医師会大田支部員の動物病院で受けることができます。また、同支部員が避難所への巡回訪問をした際に、ペットの健康相談を受けることができます。なお、巡回時は、治療は行いません。
- 15 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。
避難場所での生活は、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげるようにしましょう。



人とペットの接点ができる限り少なく、雨風等の影響がない場所に飼育場所を設置する。